

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七五号)(先議)

要旨

本法律案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関し、責任の限度額の引上げ、旅客の損害に関する債権についての責任の制限の撤廃その他所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 責任の限度額の引上げ

1 船舶の所有者等若しくはその被用者等又は救助船舶に係る救助者若しくは当該救助船舶の船舶所有者等若しくはこれらの被用者等がする責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、二千トン以下の船舶にあつては、一単位の百万倍の金額とし、二千トンを超える船舶にあつては、当該金額に、二千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の四百倍を乗じて得た金額を加えた金

額とするなど、船舶のトン数に応じて計算された金額とする。

責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合以外の場合においては、二トン以下の船舶にあつては、一単位の三百万倍の金額とし、二トンを超える船舶にあつては、当該金額に、二千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の千二百倍を乗じて得た金額を加えた金額とするなど、船舶のトン数に応じて計算された金額とする。

2 救助船舶に係る救助者以外の救助者又はその被用者等がする責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、一単位の百万倍の金額

その他の場合においては、一単位の三百万倍の金額

二 旅客の損害に関する債権についての責任の制限の撤廃

船舶所有者等又はその被用者等は、旅客の損害に関する債権については、その責任を制限することができないものとする。

三 施行期日等

1 この法律は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。